

草 下 第 1 3 4 9 号  
令和8年（2026年）2月4日

草加市上下水道事業運営審議会  
会長 塩 田 尚 樹 様

草加市長 瀬 戸 百合子

適正な下水道使用料等のあり方について（諮問）

草加市上下水道事業運営審議会条例第1条の規定により、次のとおり諮問します。

[諮問事項]

適正な下水道使用料等のあり方について

[諮問の趣旨]

本市の公共下水道事業は、平成29年に下水道使用料を改定して以来、様々な企業努力をしながら経営を維持してきましたが、節水型機器の普及や世帯構成の変化（1世帯当たりの人数減）に伴う基本水量内の使用者割合増などにより使用料収入が漸減傾向となっています。それに加え、昨今の急激な物価上昇や埼玉県営流域下水道の維持管理負担金の値上げ、老朽化した管渠等の下水道施設が一斉に更新時期を迎えており、下水道事業を取り巻く環境は年々厳しさを増しています。

このような厳しい将来予測を踏まえ、本市では10年間の基本計画となる「草加市公共下水道事業経営戦略」を令和7年1月に改定し、その中で収支ギャップの解消に向けた具体的な取組として、不明水の削減による汚水処理コストの低減、適正な投資事業の実施、水洗化の促進による下水道使用料収入の確保と併せ、経費回収率の向上に向けた「下水道使用料の在り方を検討」することとしております。

今後、職員一丸となって業務の合理化を推進し、経営基盤の強化を図りつつ、将来にわたって安定的に事業を継続していくため、適正な下水道使用料等についてご意見を賜りますよう、貴審議会へ諮問いたします。